

警察庁丁保発第68号  
令和 2 年 3 月 24 日

一般社団法人 ライブハウスコミッション  
代表理事 殿

警察庁生活安全局保安課長

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止の措置について（依頼）

新型コロナウイルス感染症について、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 3 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議発表。以下「状況分析・提言」といいます。）において、「最も感染拡大のリスクを高める環境」は、「①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集していた、③近距離での会話や発声が行われた」という「3つの条件が同時に重なる場」であるとされており、それら3つの条件が重なった場における活動の自粛がお願いされています。

特定遊興飲食店営業においては、人が密集した環境での遊興、飲食等、これら「3つの条件」のいずれか又はその全てを満たす可能性があるところです。

特にライブハウスについては、実際に大阪府内のライブハウスがクラスター（集団）感染の場となった例が確認されています。

また、若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは高くない一方、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広げてしまう事例が多く見られるとされています。

感染拡大防止のための取組の参考となるよう、別添のとおり、状況分析・提言の一部抜粋を送付いたしますので、皆様におかれましては、これを踏まえた適切な対応に御配慮願います。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、厚生労働省等のウェブサイトですら随時更新されておりますので、適宜参照いただき、最新の措置を講じていただくようお願いいたします。